

## 特定非営利活動法人チア・アート 互助会員に関する規約

この規約は、当法人における会員の種別等の内容を定めた会員規約から互助会員に関する内容を抜粋したものである。

### 第1条 会員種別（定款第6条）

互助会員 この法人の事業を賛助するために入会した個人及び団体

### 第3条 互助会員の役割・特典

- （1）互助会員は、当法人が実施するアート・デザイン活動や調査活動に参加する。
- （2）互助会員は、当法人が主催する勉強会・その他イベント等に会員価格で参加することができる。
- （3）互助会員は、会報などの媒体を通して、当法人が開催する事業について情報提供を受けることができる。

### 第4条 入会金、年度会費

会員は、定款、本規約および総会決議に従い、入会金および年度会費を納入する義務を負うものとする。団体の場合は、第3条で定めた特典を受けられる人数は、1口2名までとし、何口でも加入可能とする。

互助会員 個人 （入会金）3,000円、（会費）5,000円

団体 （入会金）10,000円／1口、（会費）20,000円／1口（年間）

### 第5条 入会成立

入会は、入会申込書と第4条に定める入会金及び年度会費の入金を当法人が確認したときに成立する。

### 第6条 会員資格の有効期間

- （1）会員資格の有効期間は、当法人決算月末日（毎年3月31日）までとする。
- （2）有効期間満了前に当法人より継続のための案内を送る。その案内により、次年度の年度会費を指定期限日までに納入することにより継続されるものとする。

### 第7条 会員の資格の喪失（定款第9条）

会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 継続して3年以上、年度会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

#### **第8条 退会（定款第10条）**

会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

#### **第9条 除名（定款第11条）**

会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款等に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

#### **第10条 抛出金品の不返還（定款第12条）**

既納の入会金、年度会費及びその他の抛出金品は、返還しない。

#### **（附則）**

本規約は2017年9月8日を持って実施する。